# 新潟市監査委員保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領

#### 第1目的

この要領は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)の規定に基づき、監査委員における保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要領で使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

#### 第3 管理体制

1 総括保護管理者

総括保護管理者を置くこととし、事務局長をもって充てる。総括保護管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

2 保護管理者

保護管理者を置くこととし、事務局次長をもって充てる。保護管理者は、 保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保護担当者

保護担当者を置くこととし、庶務を担当する係長をもって充てる。保護 担当者は保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を担当す る。

## 第4 準用規定

この要領に定めるもののほか、保有個人情報の管理のための措置については、市長の事務部局の例による。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。